所得税法等の一部を改正する法律案中修正

所得税法等の一部を改正する法律案を次のように修正する。

題名を次のように改める。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

第一条中所得税法の目次の改正規定を削る。

第一条中「本則（第百五十三条）」を「本則（第百五十九条第一項、第二項及び第四項第二号並びに第百六十条第一項及び第四項第二号」に改める。

第一条中所得税法第二条第一項の改正規定を次のように改める。

第二条第一項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六　控除対象扶養親族　年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。）及び老人扶養親族をいう。

第二条第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三　成年扶養親族　扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四　特定成年扶養親族　成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ　年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ　第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ　障害者

ニ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項（市町村の認定）に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定（ホにおいて「要介護認定等」という。）を受けている者

ホ　居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

第二条第一項第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二　更正請求書　国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書をいう。

第一条中所得税法第十七条の改正規定、同法第四十七条（見出しを含む。）の改正規定及び同法第二編第二章第二節中第十款を第十一款とし、同節第九款の次に一款を加える改正規定を削る。

第一条のうち所得税法第八十五条の改正規定中「第八十五条第二項中「第二百三条の三第一号ホ」を「第二百三条の三第一号へ」に改め、同条第三項」を「第八十五条第三項」に改める。

第一条中所得税法第百二十条に一項を加える改正規定及び同法第百二十一条に一項を加える改正規定を削る。

第一条中所得税法第百五十二条の改正規定を次のように改める。

第百五十二条中「同条第三項に規定する」を削り、「同項」を「同条第三項」に改める。

第一条中所得税法第百五十三条の改正規定を次のように改める。

第百五十三条中「同法第二十三条第三項に規定する」を削り、「同項」を「同法第二十三条第三項」に改め、同条第一号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「年の翌年分以後の年分の確定申告書に記載し

た、又は決定を受けた当該年分」を「年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分」に改め、同条第二号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「年の翌年分以後の年分の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分に係る第百二十条第一項第四号、第六号」を「年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第百二十条第一項第六号」に、「第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで」を「第百二十三条第二項第七号若しくは第八号」に改める。

第一条中所得税法第百五十九条（見出しを含む。）の改正規定及び同法第百六十条（見出しを含む。）の改正規定を次のように改める。

第百五十九条第一項、第二項及び第四項第二号ロ並びに第百六十条第一項及び第四項第二号イ(2)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第一条中所得税法第百六十一条の改正規定、同法第百七十四条の改正規定、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の五第一項第二号の改正規定、同法第二百九条の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第二百二十五条第一項の改正規定を削る。

第一条中所得税法第二百二十八条の四の改正規定を次のように改める。

第二百二十八条の四第三項中「並びに第二百三十四条（当該職員の質問検査権）」、第二百三十六条（身分証明書の携帯等）」を削り、「）の規定」の下に「並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七章の二（国税の調査）及び第百二十七条（罰則）の規定」を加える。

第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定を削る。

第二条中「本則」の下に「（第百三十三条第一項並びに第百三十四条第一項、第二項及び第四項第二号を除く。）」を加える。

第二条中法人税法第二条の改正規定を次のように改める。

第二条第三十七号の次に次の一号を加える。

三十七の二　更正請求書　国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書をいう。

第二条中法人税法第二十五条第五項の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第二十九条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十三条の改正規定並びに同法第四十条及び第四十一条の改正規

定を削る。
第二条中法人税法第五十九条の改正規定を次のように改める。
第五十九条第四項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「に規定する欠損金額に相当する金額の損金算入」を「により損金の額に算入される金額の計算」に、「の記載があり、かつ、」を「を記載した書類及び更生手続開始の決定があつたこと若しくは再生手続開始の決定があつたこと若しくは第二項に規定する政令で定める事実が生じたことを証する書類又は残余財産がないと見込まれることを説明する書類その他の」に改め、同条第五項中「前項の記載又は書類」を「前項に規定する財務省令で定める書類」に改め、「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「その記載又は」を「その」に改める。
第二条中法人税法第六十一条の二の改正規定及び同法第六十二条の二第二項の改正規定を削る。
第二条中法人税法第六十六条の改正規定を次のように改める。
第六十六条第一項中「百分の三十」を「百分の二十五・五」に改め、同条第二項及び第三項中「百分の二十二」を「百分の十九」に改める。

第二条中法人税法第六十七条第一項の改正規定、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第七十二条第一項の改正規定並びに同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定を削る。

第二条中法人税法第八十一条の九の改正規定を次のように改める。

第八十一条の九第一項中「七年」を「九年」に改め、同項第一号イ中「計算する場合の」の下に「第五十九条第二項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。ロにおいて同じ。）、同条第三項及び」を加え、同号ロ中「計算する場合の」の下に「第五十九条第二項、同条第三項及び」を加え、「連結所得の金額の百分の八十に相当する金額（」に、「控除前連結所得金額（」を「連結所得の金額（」を「控除前調整連結所得金額」に改め、同項第二号中「控除前連結所得金額」を「控除前調整連結所得金額」に改め、同条第二項第一号中「第五十八条第四項」を「第五十八条第五項」に改め、同号イ中「七年」を「九年」に、「第五項」を「第六項」に、「又は第八項」を「、第五項又は第九項」に改め、「同条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同号ロ並びに同項第二号イ及びロ並びに同条第三項第一号イ及びロ中「七年」を「九年」に改め、同条第五項第一号及び第二号中「七年」を「九年」に、「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に改め、同項第三

号中「七年」を「九年」に改め、同項第四号中「（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）」を削り、「七年」を「九年」に改め、同項第五号及び第六号中「七年」を「九年」に改め、同条第七項中「場合」の下に「であつて連結欠損金額の生じた連結事業年度に係る帳簿書類を財務省令で定めるところにより保存している場合」を加え、同条第八項中「第五項まで」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項の各連結事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得に係る同項ただし書の規定の適用については、同項第一号ロ中「連結所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「連結所得の金額」とする。

一　普通法人である連結親法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

二　協同組合等である連結親法人

第二条中法人税法第八十一条の十三第二項の改正規定、同法第八十一条の十九第一項の改正規定及び同法

第八十一条の二十第一項の改正規定を削る。

第二条中法人税法第百三十三条（見出しを含む。）の改正規定及び同法第百三十四条（見出しを含む。）の改正規定を次のように改める。

第百三十三条第一項並びに第百三十四条第一項、第二項及び第四項第二号イ(2)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二条中法人税法第百四十二条の改正規定を削る。

第二条中法人税法第百四十三条の改正規定を次のように改める。

第百四十三条第一項中「百分の三十」を「百分の二十五・五」に改め、同条第二項中「百分の二十二」を「百分の十九」に改める。

第二条中法人税法第百四十五条第二項の表の改正規定を次のように改める。

第百四十五条第二項の表第七十二条第三項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の項中「、第四十六条」を「及び第四十六条」に改め、「及び第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）」を削り、「第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに」を「第六十八条第三項（所得

税額の控除）及び」に、「確定申告書に」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「中間申告書に」を「中間申告書、修正申告書又は更正請求書に」に改め、「と、同条第十二項中「確定申告書若しくは」とあるのは「中間申告書、確定申告書若しくは」」を削り、「準用する第六十八条第三項及び第四項」を「準用する第六十八条第三項」に改める。

第二条中法人税法第百四十七条の改正規定、同法第百五十九条に二項を加える改正規定及び同法第百六十三条の改正規定を削る。

第三条中「本則（第一条の二第六号及び第三十二条」を「本則（第三十三条の二及び第三十四条第六項」に改める。

第三条中相続税法第一条の二第六号の改正規定を削る。

第三条中相続税法第三十二条の改正規定を次のように改める。

第三十二条に次の一項を加える。

2　贈与税について申告書を提出した者に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条の規定の適用については、同条第一項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

第三条中相続税法第三十三条の二の改正規定及び同法第三十四条（見出しを含む。）の改正規定を次のように改める。

　第三十三条の二及び第三十四条第六項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三条中相続税法第五十一条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

　第五十一条第二項第一号ハ及び第二号ハ並びに第三項各号中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改める。

第三条中相続税法第五十二条の改正規定を削る。

第三条中相続税法第五十九条の改正規定を次のように改める。

　第五十九条第六項中「並びに次条第一項及び第七十条」を「及び第七十条の規定並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七章の二（国税の調査）及び第百二十七条（罰則）」に改める。

第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定を削る。

第四条中地価税法第三十九条に二項を加える改正規定を削る。

第四条中地価税法第四十二条の改正規定を次のように改める。

　第四十二条第一項中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第四十一条とする。

第五条中登録免許税法第十三条の改正規定、同法第十七条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法別表第一第二十四号の改正規定を削る。

第六条中「本則」の下に「（第五十五条第二項及び第四項第二号を除く。）」を加える。

第六条中消費税法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十二条の二第一項及び第二項の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第三十条の改正規定並びに同法第五十四条（見出しを含む。）の改正規定を削る。

第六条中消費税法第五十五条（見出しを含む。）の改正規定を次のように改める。

　第五十五条第二項及び第四項第二号イ(2)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第六条中消費税法第五十六条の改正規定を次のように改める。

第五十六条第一項第一号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該」を「各課税期間で決定を受けた」に改め、同項第二号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該」を「各課税期間で決定を受けた」に、「第四十五条第一項第五号又は第七号」を「第四十五条第一項第七号」に改め、同条第二項第一号中「の確定申告書等に記載した」を「で決定を受けた課税期間に係る」に改め、同項第二号中「の確定申告書等に記載した第四十五条第一項第五号又は第七号」を「で決定を受けた課税期間に係る第四十五条第一項第七号」に改める。

第六条中消費税法第五十七条第一項第一号の改正規定及び同法第六十四条の改正規定を削る。

第六条中消費税法第六十五条の改正規定を次のように改める。

　第六十五条第四号及び第五号を削る。

第六条中消費税法第六十七条第二項の改正規定を削る。

第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定及び同法第五十七条の改正規定を削る。

第七条中酒税法第五十八条第一項の改正規定を次のように改める。

第五十八条第一項第十三号を削る。

第七条中酒税法第五十九条第二項の改正規定を削る。

第八条のうちたばこ税法第二十八条に二項を加え、同法第六章中同条を第二十七条とする改正規定を次のように改める。

第六章中第二十八条を第二十七条とする。

第八条中たばこ税法第二十九条の改正規定を次のように改める。

第二十九条第六号を削り、同条を第二十八条とする。

第八条中たばこ税法第三十条の改正規定を次のように改める。

第三十条第二項中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定を削る。

第九条中揮発油税法第二十八条の改正規定を次のように改める。

第二十八条第七号を削る。

第九条中揮発油税法第二十九条第二項の改正規定を削る。
第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定を削る。
第十条中地方揮発油税法第十七条の改正規定を次のように改める。
　第十七条第一項中「前二条」を「前条」に、「当該各条」を「同条」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第十六条とする。
第十一条のうち石油ガス税法第二十八条に二項を加え、同法第六章中同条を第二十七条とする改正規定を次のように改める。
　第六章中第二十八条を第二十七条とする。
第十一条中石油ガス税法第二十九条の改正規定を次のように改める。
　第二十九条第七号を削り、同条を第二十八条とする。
第十一条中石油ガス税法第三十条の改正規定を次のように改める。
　第三十条第二項中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。
第十二条のうち石油石炭税法第二十四条に二項を加え、同法第六章中同条を第二十三条とする改正規定を

次のように改める。

第六章中第二十四条を第二十三条とする。

第十二条中石油石炭税法第二十五条の改正規定を次のように改める。

第二十五条第六号を削り、同条を第二十四条とする。

第十二条中石油石炭税法第二十六条の改正規定を次のように改める。

第二十六条第二項中「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第十三条のうち航空機燃料税法第二十条に二項を加え、同法第六章中同条を第十九条とする改正規定を次のように改める。

第六章中第二十条を第十九条とする。

第十三条中航空機燃料税法第二十一条の改正規定を次のように改める。

第二十一条第三号を削り、同条を第二十条とする。

第十四条のうち電源開発促進税法第十三条に二項を加え、同法第五章中同条を第十二条とする改正規定を次のように改める。

第五章中第十三条を第十二条とする。
第十四条中電源開発促進税法第十四条の改正規定を次のように改める。
　第十四条第三号を削り、同条を第十三条とする。
第十六条中印紙税法第二十三条の改正規定を次のように改める。
　第二十三条第五号を削り、同条を第二十二条とする。
第十八条を削り、第十九条を第十八条とする。
第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定を次のように改める。

　目次中

「第三節の五　認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十条の三）
第四節　協同組合の課税の特例（第六十一条）
第四節の二　認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）
第四節の三　交際費等の課税の特例（第六十一条の四）」

を

「第
第
第

三節の五　認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十一条）
四節　認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）」に、「第三節の二　石油

四節の二　交際費等の課税の特例（第六十一条の四）」

「第三節の二　石油石炭税法の特例

石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を

第一款　地球温暖化対策のための課税の特例（

第二款　その他の特例（第九十条の四―第九十

条の七）

」

第九十条の三の二―第九十条の三の四）」に改める。

第二十条中租税特別措置法第四条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五条の二の改正規定、同法第五条の三の改正規定及び同法第八条第一項第一号の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第八条の四の改正規定を次のように改める。

第八条の四第三項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第二十条中租税特別措置法第八条の五第一項の改正規定及び同法第九条の三第一号の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第九条の四の二の改正規定を次のように改める。

第九条の四の二第二項中「（次項」を「（以下この条」に改め、同条第三項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、上場証券投資信託等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第九条の四の二に次の二項を加える。

7 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に上場証券投資信託等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

8 第六項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条中租税特別措置法第九条の八の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第十条の二の二（見出しを含む。）の改正規定を次のように改める。

　第十条の二の二を削る。

第二十条中租税特別措置法第十条の三の改正規定の前に次のように加える。

　第十条の二の三第一項中「電気事業法」の下に「（昭和三十九年法律第百七十号）」を加え、同条第三項中「（前条第三項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を削り、同条第四項中「又は前条第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの」を「には、当該」に改め、同条第六項中「所有権移転外リース取引」の下に「（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第八項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額、」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金

額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載されたエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「当該翌年分の確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「についてのその控除に関する記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十項中「第十条の二の三第三項」を「第十条の二の二第三項」に改め、同条を第十条の二の二とする。

第二十条中租税特別措置法第十条の五の改正規定及び同法第十条の四の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第十条の五第一項中「第十条第二項」を「（平成十一年法律第十八号）第十条第二項」に改め、同条第八項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる経営革新設備等の取得価額、」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載された経営革新設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「当該各年

分の確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「についてのその控除に関する記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十項中「第十条の五第三項」を「第十条の四第三項」に改め、同条を第十条の四とする。

第二十条中租税特別措置法第十条の六の改正規定を次のように改める。

第十条の六第三項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる基準雇用者数、」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載された基準雇用者数を基礎として計算した」に改め、同条第五項中「第十条の六第一項」を「第十条の五第一項」に改め、同条を第十条の五とする。

第二十条中租税特別措置法第十一条第一項の表の改正規定の前に次のように加える。

第十条の七第一項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「第十条の五第三項」を「第十条の四第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号を同項第七号とし

、同条第二項中「、第十条の二の三第四項」を削り、「、第十条の四第四項又は第十条の五第四項」を「又は第十条の四第四項」に改め、同条第三項中「、第十条の二の三第五項」を削り、「、第十条の四第五項若しくは第十条の五第五項」を「若しくは第十条の四第五項」に改め、同条第四項中「する年分の確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる所得税額超過額、」を加え、「についてのその控除に関する記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同条を第十条の六とする。

第二十条中租税特別措置法第十一条第一項の表の改正規定を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第十一条の二及び第十一条の三を削る改正規定中「及び第十一条の三」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

　第十一条の三第一項中「平成二十四年三月三十一日までの間」を「平成二十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内」に改め、「事業をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「取得価額」の下に「（その年の指定期間内にその用に供した当該個人の営む指定集積事業ごとに区分した集積産業用資産の取得価額の合計額が当該指定集積事業ごとに政令で定める金額を超え

る場合には、当該政令で定める金額に当該集積産業用資産の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）」を加え、同条第二項中「第十一条第二項」を「前条第二項」に、「第十一条の三第一項本文」を「次条第一項本文」に改め、同条第三項中「第十一条第三項」を「前条第三項」に改め、同条を第十一条の二とする。

第二十条中租税特別措置法第十一条の四の改正規定を次のように改める。

第十一条の四の見出しを「（特定農産加工品生産設備等の特別償却）」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「規定は、」の下に「第一項の規定の適用を受ける特定農産加工品生産設備の償却費の額を計算する場合又は」を加え、「第十一条の四第一項本文」を「第十一条の三第一項本文又は第二項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「限る」を「限り、前項の規定の適用を受けるものを除く」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

青色申告書を提出する個人で特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの（第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個

人に限る。）のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画（以下この項において「経営改善計画」という。）について同条第一項の承認を受けたものが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画（特定農産加工業経営改善臨時措置法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業（以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項及び第三項において「特定農産加工品生産設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該個人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定農産加工品生産設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定

農産加工品生産設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定農産加工品生産設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一条の四を第十一条の三とする。

第二十条中租税特別措置法第十一条の五（見出しを含む。）の改正規定、同法第十二条の二第一項の改正規定、同法第十二条の三を削る改正規定、同法第十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第十三条の二第一項の改正規定、同法第十三条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第十四条の二の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第二十四条の二第一項の改正規定、同法第二十四条の三第四項の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第二項第三号の改正規定及び同法第二十八条の三の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第二十九条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同条の改正規定を次のように改める。

第二十九条の二第五項及び第六項中「第八項」を「以下この条」に改め、同条第八項中「又はその者」

を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十項中「第八項」の下に「及び第九項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「第八項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定新株予約権等の付与に関する調書又は特定株式等の異動状況に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第二十九条の二に次の二項を加える。

12　国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定新株予約権等の付与に関する調書又は特定株式等の異動状況に関する調書を提出する義務がある者に対し第八項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

13　第十一項に定めるもののほか、第九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条中租税特別措置法第二十九条の四及び第二十九条の五を削り、同法第二十九条の三を同法第二十九条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十九条の二の次に一条を加える改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第三十条の二第一項の改正規定の前に次のように加える。

第二十九条の三第四項及び第五項中「第七項」を「以下この条」に改め、同条第七項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第九項中「第七項」の下に「及び第八項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「前項」を「第七項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定外国新株予約権の付与に関する調書又は特定外国株式の異動状況に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第二十九条の三に次の二項を加える。

11　国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定外国新株予約権の付与に関する調書又は特定外国株式の異動状況に関する調書を提出する義務がある者に対し第七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

12　第十項に定めるもののほか、第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条中租税特別措置法第三十条の二第一項の改正規定を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第三十一条第三項第一号の改正規定中「第三十一条第三項第一号」の下に「及び第三十七条の十第六項第一号」を加える。

第二十条中租税特別措置法第三十一条の二第二項第十一号の改正規定、同法第三十一条の三第一項の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定、同法第三十三条の二第一項第一号の改正規定、同法第三十三条の四第三項第一号の改正規定、同法第三十三条の六の改正規定、同法第三十四条の二第二項の改正規定、同法第三十七条の三第二項の改正規定、同法第三十七条の四の改正規定、同法第三十七条の五の改正規定、同法第三十七条の九の二の改正規定及び同法第三十七条の十第六項第一号の改正規

定を削る。

第二十条中租税特別措置法第三十七条の十一の三の改正規定を次のように改める。

第三十七条の十一の三第十一項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十三項中「第十一項」の下に「及び第十二項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「前項」を「第十一項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第三十七条の十一の三に次の二項を加える。

15　国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に第七項の報告書を提出する義務がある者に対し第十一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の

要求を行わせる場合について準用する。
16　第十四項に定めるもののほか、第十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第二十条中租税特別措置法第三十七条の十一の五第一項の改正規定を削る。
第二十条中租税特別措置法第三十七条の十四の改正規定を次のように改める。
第三十七条の十四第十七項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十九項中「第十七項」の下に「及び第十八項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「前項」を「第十七項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。
18　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十五項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。
第三十七条の十四に次の二項を加える。
21　国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の

十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に第十五項の報告書を提出する義務がある者に対し第十七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

22　第二十項に定めるもののほか、第十八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条中租税特別措置法第四十条第十四項の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十条の四の改正規定及び同法第四十条の七の改正規定を次のように改める。

第四十条の四第一項及び第四十条の七第一項中「第二条第二項第十九号」を「第二条第二項第十八号」に改める。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の改正規定、同法第四十一条の三の二の改正規定及び同法第四十一条の四の二第二項第一号の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の十二の改正規定を次のように改める。

第四十一条の十二第二十一項中「第二十三項及び第二十四項」を「以下この条」に改め、同条第二十二項中「次項及び第二十四項」を「以下この条」に改め、同条第二十四項中「又はその者」を「その者」に

、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第二十六項中「第二十四項」の下に「及び第二十五項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項の次に次の一項を加える。

25　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の十二に次の二項を加える。

28　国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用す

る。

29　第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の十四の改正規定を次のように改める。

第四十一条の十四第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の十七第二項の表の改正規定、同法第四十一条の十八第二項の改正規定、同法第四十一条の十八の二及び第四十一条の十八の三の改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定、同法第四十一条の十九の二の改正規定並びに同法第四十一条の十九の三の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の十九の五の改正規定を次のように改める。

第四十一条の十九の五第二項後段を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の二十の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の三の改正規定の前に次のように加える。

第四十二条の二の二第三項中「第九条の四の二第三項から第五項まで、第二十九条の二第八項から第十

項まで、第二十九条の三第七項から第九項まで、第三十七条の十一の三第十一項から第十三項まで、第三十七条の十四第十七項から第十九項まで、第四十一条の十二第二十四項から第二十六項まで」を「第九条の四の二第三項から第八項まで、第二十九条の二第八項から第十三項まで、第二十九条の三第七項から第十二項まで、第三十七条の十一の三第十一項から第十六項まで、第三十七条の十四第十七項から第二十二項まで、第四十一条の十二第二十四項から第二十九項まで」に改める。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の三の改正規定を次のように改める。

　第四十二条の三第四項第六号中「検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した」を「物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した」に改める。

第二十条のうち租税特別措置法第四十二条の三の二の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の四の改正規定を次のように改める。

　第四十二条の四第一項中「、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第四十二条の七